

赤穂市地域公共交通会議分科会 会議規程

(目的)

第1条 この規程は、赤穂市地域公共交通会議分科会（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の議長)

第2条 議長は、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開する。ただし、出席委員の過半数により決定したときは、非公開とすることができる。

(傍聴人の決定方法等)

第4条 会議の傍聴定員は、会場の規模により決定する。

2 会議の傍聴をしようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴申出書（別記様式）に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

3 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、傍聴受付順で許可する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議の進行の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

2 傍聴人は傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(議長の指示)

第6条 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

(会議録)

第7条 委員長は議事概要を作成し、公開するものとする。ただし、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める事項は除く。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。